

平成20年度 第5回浦安市環境審議会 会議要旨

1 . 開催日時 平成21年2月3日(火)午後1時30分～4時

2 . 開催場所 浦安市文化会館3階大会議室

3 . 出席者

(委員)

柳憲一郎、望月賢一、奥真美、上野菊良、内海照枝、石黒武、
木村芙紀子、小川和裕、加藤里行、熊倉敬三、鈴木昭夫

(事務局)

都市環境部長 古賀典道、都市環境部次長 押尾照明
環境保全課長 中谷和久、環境保全課副主幹 金子和男、環境推進班主査 前田正成
環境計画班 森田和徳、杉町順子、篠原太一
環境推進班 久我真弘、安永雄一

4 . 内 容

(1) 開会

(2) 議題

環境保全条例施行規則に係る規制基準案について

(3) その他

(4) 閉会

5 . 会議経過

環境保全条例施行規則に係る規制基準案について

・説明

ばい煙特定施設、騒音特定施設、振動特定施設、特定作業、特定建設作業、拡声機の使用、夜間の飲食店営業等において発生する騒音、地下水を採取するための施設に係る規制基準の案について（事務局）より説明した。

・質疑

< ばい煙 >

（会 長） 昨年の12月市議会で可決された環境保全条例のそれぞれの条文において、規制基準を定めることとなっている。事務局より説明のあった内容に対して、まず、ばい煙からご意見をいただきたい。

（委 員） 排出口の高さの補正の算式の意味について説明をしてもらいたい。

（事務局） この式は、煙突などの排出口の高さに一定の係数をかけて、1時間当たりの硫黄酸化物の量を求めるためのものです。Kの値は、大気汚染防止法で規定されている排出基準で、本市の場合は、1.75と定められています。また、これに 10^{-3} を掛け、最後に排出口の補正値を乗じて算出します。

（会 長） 具体的には、規制するばい煙量はどのように出すのか。

（事務局） 実際に測定をする場合は、排出口でばい煙を採取し定められた方法で測定することになります。

（会 長） そのばい煙の量は規制値としてどのくらいの数値になるのか。

（事務局） 事業者が書類を届け出た際の数値と実際に計測した数値とを比較し、超えている場合は違反となる方向で考えています。

（会 長） 届出の数値は煙突の大きさによってばらつきが出る。煙突が高ければ有利だということにならないか。

（事務局） 施設ごとに排出量を規制するという考え方がK値規制であり、その施設にあった排出口の高さがあると思うので問題ないと思います。

（委 員） ボイラー、廃棄物焼却炉の2つの施設の規模や能力の要件で浦安市独自の規制基準を規定するのか、それとも法令と同じ規定を明記するものなのか。

（事務局） 規制基準については大気汚染防止法と同じ規制になっています。ただ、その対象を法律で定めているものよりも対象を広げ、より小さな施設も規制する考えでいます。

（会 長） K値は、国と一緒にの数値なのか。

（事務局） 一緒にの数値です。

（委 員） 排出口の高さを高くすることで、ばい煙を大量に排出できるという式になっていることから、自動的に排出口の高さでばい煙の量が

決まってしまうのか。

実際の煙突の高さと補正した煙突の高さではどの程度の違いがでるのか。

また、煙突の高さに対しての規制はあるのか。この規制がなければ、規制基準の意味がないと思うが、この資料だけだとよく分からない。

(事務局) この規制基準は、煙突の高さについて規制をするものではなく、大気中に拡散する硫黄酸化物が地上に着地したときの規制ということで考えているものです。

(委員) 煙突から出たものが大気中を漂い、着地点での濃度の関係でこの高さが決まるということか。

(事務局) 煙突の高さが低い程、硫黄酸化物の排出量を少なくしないとけないという内容になっています。

(会長) 硫黄酸化物の測定一般的な方法としては、敷地境界線で測定をするということだと思っていたが、煙突の排出口でも測定をするということでもいいか。

K値規制についての法律を定めた当時、その方法に批判もあって、濃度の規制等に際して総量規制などいろいろな手法を導入していくことになったという理解でいた。

(事務局) 煙突の排出口の数値と、硫黄酸化物の着地点を加味した計算式がK値規制ということですか。

(会長) 本市の特徴として、対象施設を通常の法令よりも小さいボイラーと廃棄物焼却炉が当てられているということである。

規制基準の数式については、国が規制しているものなので、後日改めて勉強をするということでもいいか。

(委員) 硫黄酸化物の数式が何を意味しているのかがわからないと考えようがないと思う。

煙突の高さでどのくらいの硫黄酸化物が出るのか、絶対量を出せると思うので資料としてほしい。また、大気中に拡散する物質を薄めればいいと捉えることができる。そういう施設がいくつもできたときの相乗効果について加味されていない。

この式の具体的なところをもう少し説明してもらいたい。

(事務局) 排出量については、ガスの排出速度による上昇高と浮力による上昇高を加味して煙突の排出口の高さを補正している。

単純に高さだけでいえば排出口 10mのものが 20mになれば4倍の排出量が許容されることになっている。このあたりについては、分かりづらいと思うので、次回に数値を当てはめた具体例をお示しします。

(会長) 大きな事業所では、硫黄酸化物について様々な装置をつけること

となっているが、本市には、そのような大きな事業所がない。そこで、規制の対象として規模の小さな施設を規定し、大気汚染防止法で規定されている規制手法を使うということである。

(委員) これは総量の規制ではなく、煙突の高さを変えることを指導するもののようにもみえる、総量などを数値で規制するほうがわかりやすいと思う。

(会長) 次回、具体的に説明をしてもらうということによろしいか。

<騒音等特定施設>

(会長) 次に騒音等特定施設についてご意見をいただきたい。

区域区分については、都市計画との連動性があるということでもいいか。

(事務局) 区域区分については、都市計画法の用途地域と同一のもので、この用途地域は建築基準法の建物の用途制限の根拠となるものですが、その区分の中で、第1種低層住居専用地域など、特に静音保持をしなければならない地域は、準工業地域等と比べると騒音の基準値を厳しく設定をしています。

(委員) 県条例の基準に合わせたということか。現行の公害防止法と比べると緩和されているように思う。

(事務局) 現行の公害防止条例とほぼ同じです。ただ、夜間の第1種、第2種住居地域については、5デシベルほど緩和しています。

(委員) それはなぜか。後退しているように思う。

(事務局) 騒音規制法に基づく、県条例の騒音基準とあわせました。法律で45デシベルまでと認められているところを市条例で40デシベルとするのは、合理的ではないので、結果的に、法律にあわせたという形になったということです。

(委員) 県条例の基準と同じで、ここを緩やかにすることで全てが一緒になるとということか。

(会長) 例えば第2種住居地域については、遊技場などの店舗が建てられるなど第1種住居地域と比較して土地利用の制限が少ないことなどを考えると、これらの地域が一緒の区域区分に規定されていることがなやましい。

(事務局) 例えば、カラオケボックスなどは、第2種住居地域であれば可能ということですので、カラオケボックスが設置できない地域と比べれば騒音の基準値が緩和されるということで違いが出てきます。国も県もこのような理由で5デシベルの違いを出しています。

(委員) 40デシベルから45デシベルにした意図を聞きたい。

(事務局) 用途地域によってできる建物が違ってきます。第1種低層住居専用地域だと店舗や事務所も設置できませんが、第1種、第2種住居地域では、店舗や事務所の設置ができるようになります。

店舗などの有無によって暗騒音も違いが出てくることを勘案して、法律も県条例も基準値に差を設けており、本市の場合もこれに合わせて基準を設定しました。

(会 長) 公害防止条例では40デシベルと規定していたが、制定当時と比べ市街化が進み、第1種住居地域にクリーニング店などの小規模店舗や工場が建つなど状況が変化してきた。それに伴って暗騒音の数値が上がってきているので、数値を40デシベルから45デシベルにしたということだろう。一見すると緩和策といわれてしまうが、このケースは実態に沿ったもので、あまり緩和には当たらないと思う。

(委 員) 地図を見ると、幹線道路や繁華街においては、40デシベルだと厳しいと思うが実態はどうなっているのか。

(事務局) 暗騒音の実測値を書いた資料からすると、やはり40デシベルだと厳しい面もあると考えています。

基本的に、騒音特定施設については、法律の上乗せで規制をしていることもあり、法律との整合性を図る意味からも整理することが望ましいと考えたところです。

騒音の大きさの例として40デシベルというのは、静かな住宅地の昼間という値です。市内の昼間の住宅地は、地域によって多少違いはありますが、おおよそ40デシベルの値となっています。50デシベルになると静かな事務所ということなので、その中間的な45デシベルという基準であれば、閑静な住宅地を確保できると考えています。

(委 員) 夜間の騒音実態はどうなっているのか。

(事務局) 夜間の住宅地の中での騒音は計測していませんが、道路沿いの騒音については、24時間の測定結果が年次報告書に掲載されています。報告書に掲載されている数値では、住宅地に近いものと約60デシベル、湾岸道路付近だと約70デシベルという現状です。

< 振動 >

(会 長) 次に、振動についてご意見をお願いしたい。

対象となる特定施設の種類や特定作業の種類は、現行条例と同じか。

(事務局) 同じです。

(委 員) 時間区分について、午後7時という時間は、家で休んでいる時間だと思うが、時間区分は決まっていることなのか。

(会 長) 法令で時間区分は決まっており、それを使っている。

特定作業と特定建設作業については、現行の公害防止条例の同じ基準ということだが、建設作業について最近は低騒振動型の杭打ち機などが使われているが苦情の実態はどうか。

(事務局) 苦情の中でも特定建設作業に関するものは多いといえると思います。

< 拡声機 >

(会 長) 次に、拡声機についてご意見をお願いしたい。

(委 員) 現行の公害防止条例の基準よりも音量基準を緩やかにし、罰則を強化している。罰則は具体的にどのくらい強化するのか。

(事務局) 自治体によってまちまちですが、現行の5万円以下の罰金を、6箇月以下の懲役または20万円以下の罰金ということで強化しました。

(委 員) 罰則を強化することによって、基準を緩和することが正当化されるわけではないと思うので、基準緩和の科学的な正当性を説明してほしい。実態にあわせただけでは理由付けが弱い。

(事務局) 拡声機の使用基準については、拡声機の使用を禁止しているわけではなく、商業宣伝等の拡声機放送にかかる騒音防止対策という国からの通達をもとに、適正な使用について考えてきました。また、この中で暗騒音プラス10デシベルを超えると人は騒音と感ずるという国の報告を確認しています。

主に、拡声機の使用場所は、道路の沿道や駅前で使用されることが多いので、沿道や駅前の暗騒音を基に考えていくと、現行の公害防止条例の基準ではその時点で拡声機が使用できない数値になっています。

実情にあわせた数値を設定する一方で罰則の強化で実行性が高められるといった兼ね合いを考えてこの数値を出しました。

12月市議会では、環境保全条例の適用除外にあたらぬ選挙運動期間以外の政治活動で使用される拡声機の扱いについて議論したところですが音量の基準決めといった難しい課題を背負っていますので、慎重に検討していきたいと考えています。

(会 長) 現行の条例で不都合が生じていないので、学校や病院などの周辺を除き5デシベルずつ上げたということだが、拡声機の商業的な使用などについて、市がどうしていきたいのか、音についてどのような環境を求めるのか、ということになってくるのかと思う。

(委 員) 浦安市は、静かなまちというイメージはない。選挙などある一定の期間のものであれば拡声機の使用を我慢することもできるが、その他の拡声機の使用として、物干し竿・電化製品の買い取り、選挙に伴う支援団体の放送などがある。

賑やかな都市であってもいいが、拡声機は一般市民にとって、迷惑なことがある他に、消費者問題として被害に直結するものが多いということを感じている。

(会 長) 現行の公害防止条例の拡声機の規制を環境保全条例に引き継いでいくが、公害防止条例の基準を緩和している。商業地域などは暗騒

音などを勘案し緩和することも考えられるが住居系の基準を緩和してよいのか。区分ごとに一律5デシベルずつ緩和する理由を次回に説明してほしい。

- (委員) 環境基準を維持するか、数値を見直すかなどの検討をするときは、判断基準が大切だと思う。何を物差しにするのか、苦情の件数など現況の資料をまとめてほしい。

<夜間の飲食営業等、揚水施設、駐車場の管理>

- (会長) 夜間の飲食店営業等とその他の騒音基準、揚水施設などについてご意見をいただきたい。

揚水施設の地盤沈下の計測結果については、年次報告書にどのように記載されているのか。

- (事務局) 地盤沈下については、県が設置した精密水準点をもとに測量をしています。19年1月のデータでマイナスは鉄鋼通り、入船、今川でミリ単位の沈下となっています。例えば、最も沈下の大きい鉄鋼通りでも-4.9ミリとなっています。その他の地点はプラスに転じています。

- (会長) 温泉施設の揚水は、地下に戻すのか、下水に流すのか。

- (委員) 雑排水なので、下水道に流している。

- (会長) 東京の地盤沈下は、横ばいになっているが、東京駅や上野駅などで浮き上がりがあり、重しをして浮き上がり防止をしている。浦安市の場合は、ここ数年で温泉施設が何件も出来ているが、地盤沈下などについての市民の不安に応えられる条例になっているのか。

- (事務局) 市内で温泉施設として稼動しているところが3箇所あります。県から、浦安市では1日の揚水量を50m³、半径1km以内に源泉を掘ることは出来ないという考えをいただいています。

- (会長) 小規模な揚水をやりたいという事業者があると思われる。地下水は公共的なものであるという考え方に最近は移行してきていることもある。

届け出に際しては、市の状態を説明するなど行政指導が必要となってくると思われる。

- (委員) 温泉は、50m³という汲み上げ基準があるが、地下水の場合、吐出口6cm²超の揚水機に係る採取量の基準が無いがどう考えたらいいのか。

浦安の温泉水は、1000mあたりから取っている。温泉であれば、1日50m³までの基準があるが、地下水の場合はその基準がないので整合性がないと思う。

- (事務局) 6cm²を超える揚水については、ストレーナーの位置を650m以深に設置すると規定するものですが、工業用水法やビル用水法なども同じ規制方法をとっています。法律が出来た当初の考え方として、

ここまで深い位置にストレーナーを設置するとなると事実上採取は出来ないだろうという考え方によるものですので、事実上の禁止に近いものと考えています。

- (会 長) 温泉の汲み上げが日量50m³までと少ないことを考えると、温泉施設を持っている事業者等が、揚水機の動力規制のない地下水を汲み上げ施設内の清掃や温泉の希釈などに使用されることはないか心配なところである。
- (委 員) 650mより深くストレーナーを設置し、水を汲み上げているところが市内にあるのか
- (会 長) わかる手段がないので、把握できないと思う。
- (事務局) 6 c m²以下については規制がないので、規制のない範囲で深く掘っているか可能性はある。
- (委 員) 地下水を採取する量がある一定の量を超えると物理的に沈下の影響が出て、広範囲に進行していくだろう。市として、そのあたりの動向を注意し、継続して情報収集をしてもらいたい。
- (事務局) このあたりだと温泉は750m以上まで掘らないと温泉といわれる成分は無いといわれています。ただ、地盤沈下の影響を考えながら、情報収集等をしていきます。
- (会 長) 事務局には本日の審議をふまえて検討してもらいたいと思う。

その他

- (事務局) 次回の審議会は、2月24日(火)に開催する予定でいます。今日の審議の回答と答申案について審議をしていきたいと思っています。

閉 会